

# 定 款

福山市伏見町市街地再開発準備組合

## 福山市伏見町市街地再開発準備組合定款

### (目 的)

第1条 本定款は、福山市伏見町における市街地再開発事業の準備をする為に必要な事項を定めることを目的とする。

### (名 称)

第2条 本組合は、福山市伏見町市街地再開発準備組合（以下『組合』という。）と称する。

### (地 区)

第3条 本組合の地区は、次の区域とする。  
福山市伏見町

### (事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を広島県福山市伏見町内に置く。

### (業務の範囲)

第5条 本組合は、第3条の地区における市街地再開発組合設立準備に必要な一切の業務を行う。

### (組合員の資格)

第6条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 地区の宅地所有者及び借地権者。
- (2) 地区の借家権者
- (3) 前2項以外の者で理事会において承認された者。

### (参加組合員)

第7条 前条に掲げる者の外、相当の資力、信用を有し、かつ本組合に参加を希望する者は、総会の議決を得て本組合に参加組合員として加入する事ができる。

(経 費)

第 8 条 本組合の経費は、次の収入をもつてあてる。

- (1) 会費 (組合員)
- (2) 分担金 (参加組合員)
- (3) 補助金
- (4) その他の収入

(会 費)

第 9 条 組合員は、総会の議決によって定められた会費を納入するものとする。  
2、納入した経費は返却しないものとする。

(予算及び決算)

第 10 条 本組合の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は会計年度終了後すみやかに調整し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

2、前項の定めにかかわらず、初年度の収支予算は会計年度の途中で定めることができる。

(会計年度)

第 11 条 本組合の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(役 員)

第 12 条 本組合に次の役員を置く

理 事	35 名以内	
監 事	2 名	
理事の内		
理 事 長	1 名	
副理事長	4 名	
専務理事	1 名	
会計理事	1 名	とする。

2、本組合に部会を設けることができる。

### (役員任命)

- 第13条 理事及び監事は、総会で選任する。
- 2、理事長、副理事長、専務理事および会計理事は、理事の中から理事の互選により選出する。
  - 3、理事および監事は、相互に兼ねることができない。
  - 4、部会の部長、副部長および部員の選任は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

### (役員職務)

- 第14条 理事は、理事会を構成し、本組合の業務を執行する。
- 2、理事長は、本組合を代表し、組合の業務を統括する。
  - 3、副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または欠員のときは、その職務を代行する。
  - 4、監事は、民法第59条の職務を行う。
  - 5、部長は、部会を代表し、会務を統括する。
  - 6、副部長は、部長を補佐し、部長が事故あるときは、その職務を代行する。

### (役員任期)

- 第15条 役員任期は、2年とする。ただし補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 2、役員は任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
  - 3、役員再任は妨げない。

### (顧問及び参与)

- 第16条 本組合に顧問および参与をおくことができる。
- 2、顧問および参与の選出は、理事会で決する。

### (会議の種類)

- 第17条 本組合の会議の種類は、次のとおりとする。
- 総 会
  - 臨時総会
  - 理 事 会

(総会の招集)

- 第 18 条 通常総会は、年 1 回理事長が招集する。
- 2、理事長は、必要あると認めるときは、臨時総会を招集することができる。
  - 3、総組合員の 3 分の 1 以上から総会の招集を請求されたときは、理事長は臨時総会を招集しなければならない。
  - 4、総会を招集するには、組合員に対し少なくとも総会を開く日の 7 日前までに、総会の日時、場所および目的である事項を示して文書をもって通知しなければならない。  
ただし、緊急を要するときは、5 日前までに、これらの事項を組合員に通知して、総会を召集することができる。

(総会の議事)

- 第 19 条 総会は、総組合員の 2 分の 1 以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
- 2、議長は、総会において選任する。
  - 3、総会の議事は、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別の決議)

- 第 20 条 次の事項は、総組合員の 3 分の 2 以上が出席し、その出席者の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。
- (1) 定款の変更
  - (2) 解散
  - (3) 第 7 条の規定による組合への加入

(委任表決)

- 第 21 条 事情により総会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合においては、出席したものとみなす。
- 2、前項に掲げる他の者とは、家族、従業員および他の組合員を言う。
  - 3、代理人は、同時に 5 人以上の組合員を代理することができない。
  - 4、代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。

(理事会)

第 22 条 理事会は、理事長が召集する。この場合、理事に対し少なくとも理事会を開く日の 5 日前までに理事会の日時、場所および目的である事項を示して、文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- 2、理事会は、理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
- 3、理事の委任及び代理出席は認められない。ただし正副理事長が認めた場合は、この限りでない。
- 4、理事会の議長は、理事長が行う。
- 5、理事会の議事は、定款に特別の定めのないものは、出席理事の 2 分の 1 以上で決する。

(議事録)

第 23 条 会議の議事については、議事録を作成し、組合員から請求があった場合は、閲覧させなければならない。

(書類の備付)

第 24 条 理事は、定款、会議の議事録および組合員名簿等その他必要な書類を事務所に備えておかななければならない。

(解散)

第 25 条 本組合は、次の場合に解散する。

- (1) 都市再開発法による市街地再開発組合の設立許可を受けたとき。
- (2) 第 20 条 (2) 項の規定により解散の決議をしたとき。

(準備組合残余財産及び事務引継ぎ)

第 26 条 準備組合残余財産、債務及び事務については、事業施行者が引き継ぐものとする。

## 附 則

- 1 この定款は、昭和 61 年 11 月 21 日から施行する。
- 2 創立年度の役員任期は、定款第 15 条の規定にかかわらず、昭和 62 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この改定定款は、昭和 62 年 4 月 27 日から施行する。
- 4 この改正定款は、平成元年 5 月 24 日から施行する。
- 5 この改正定款は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。